

全日本小学生柔道育成プロジェクト 2026 実施要項 (6/23)

- 1 目的 わが国の将来を担う小学生の心身ともに健全な育成を目指し、審判講習会や柔道教室、練習試合を通して少年大会試合審判規程の徹底と技の習得を図るとともに、児童相互の交流・親睦及び正しい柔道の普及・発展を期する。
- 2 主催 公益財団法人全日本柔道連盟
- 3 主管 神奈川県柔道連盟
- 4 後援 スポーツ庁・公益財団法人講道館・一般財団法人東京スポーツ新聞格技振興財団・読売新聞社・神奈川県・神奈川県スポーツ協会・神奈川県柔道整復師会・横浜市
- 5 賛 パーク 2 4 / ミズノ / 近畿日本ツーリスト / 東洋水産 / セイコーグループ / コマツ / 三井住友海上火災保険
日本航空 / 大塚製薬 / 東日本旅客鉄道 / シミズオクト / 大和証券グループ本社 / プイ・テクノロジー
エアウィーヴ / 羽田タートルサービス / 旭化成 / ジャパンエレベーターサービスホールディングス
センコー / カントリーオフィス / BEANS INVESTMENT / ヴァンガードスミス / ALSOK / 日本通運
日本製鉄
- 6 協力 特定非営利活動法人 JUDOs
- 7 日 時 2026年8月23日(日) 9時00分 開会 14時30分 終了予定

時間	プログラム
9:00	開会 講話：柔道 MIND について ※講師調整中 講習会：少年大会試合審判規程 天野安喜子（全日本柔道連盟審判委員会 委員長） 準備運動・受身・打込
10:00	練習試合（体重順でのリーグ戦・1人3試合）・昼食
12:00（予定）	柔道教室 ※講師調整中
14:30（予定）	閉会

- 8 会場 横浜武道館
〒231-0028 神奈川県横浜市中区翁町2丁目9番地10 TEL045-226-2100
- 9 参加資格 (1)全日本柔道連盟競技者登録をしている者であり、各都道府県柔道連盟（協会）が選考した小学6年生男女各2名の計4名とする。但し、開催地においては小学6年生男女各4名の計8名が参加できる。
(2)選手の年齢区分は次の通りとする。
小学6年生の部：2014年4月2日以降に生まれた者
※但し、帰国子女等についてはこの年齢制限を適用せず参加できる。
(3)帯同者は1チームあたり2名までIDカードを発行する。（全柔連指導者資格保持者が望ましい）
(4)各都道府県連盟・協会は、選手本人の参加意志を確認し、健康に十分な配慮を行い、保護者の承認を得ること。
- 10 練習試合 (1)国際柔道連盟試合審判規程及び「少年大会試合審判規程」を適用する。
(2)試合時間は3分間とし、体重順の4名のリーグ戦を行う。
(3)勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」
- 11 参加申込 参加申込書類
7月24日(金)までに、所定の申込書により**都道府県柔道連盟がまとめて**申し込むこと。また、申込みの際は**選手の保護者に出場の承認を得た上で申し込むこと**。参加申込書の提出により、保護者の承諾を得たものとして対応する。
- 12 選手変更 選手変更は、所定の用紙により**8月21日(金)12:00**までに上記宛に届出があったものまで認める。

全日本小学生柔道育成プロジェクト 2026 実施要項 (6/23)

- 13 ゼッケン (1)各自で下記の要領で縫い付けること。
(2)布地は白色(晒太綾)で、サイズは、横30cm~35cm、縦25cm~30cm。
(3)上部2/3に苗字、下部1/3に所属または都道府県を表記する。書体は楷書で、ゴシック体または明朝体を用いること。
(4)男子は黒字、女子は赤字とする。
(5)縫い付けの場所は後襟から5~10cm下部とし、対角線にも強い糸で縫い付けること。
- 14 経費補助 (1)参加選手4名分の交通費は、全柔連が算出した都道府県庁所在地から会場地最寄り駅までの交通費を8月中旬までに都道府県柔道連盟宛に振り込みを行う。(新幹線・特急乗車区間が50kmを超える場合は新幹線・特急券代を含む)
(2)宿泊費は各自の負担とする。
- 15 傷害保険 (1)主催者は、選手の傷害保険に加入し、その費用を負担する。
(2)本大会の会場において事故が発生した場合、予め主催者が手配した医師、看護師等の医療関係者が応急処置を行ったり、医療施設への救急搬送の必要性を判断の上搬送を行い、または行わないことがあるが、これらの処置、判断等について故意または重過失が無い限り主催者、医療関係者は責任を負わない。
- 16 その他 (1)大切な成長過程にあることを重視し、減量を行ってはならない。
(2)皮膚真菌症(トンスランス感染症)の発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行なうこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、イベントへ参加ができない場合もある。
(3)脳振盪対応について、選手及び指導者は以下の事項を遵守すること。
プロジェクト前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、参加の許可を得ること。
プロジェクト中、脳振盪を受傷した者は継続して当該プロジェクトに参加することは認めない。(受傷した時点で必ず専門医を受診すること)
練習再開に際しては、脳神経外科の診察を受け、許可を得ること。
上記のいずれかに該当する選手がいる場合、指導者は必ず事務局へ事故報告書を提出すること。
(4)個人情報、肖像権の取り扱いについて
参加申込書に記載された個人情報、プロジェクト中に撮影された写真、または動画等の映像が、プログラム会場内外の掲示板等、全柔連ホームページに掲載される場合がある。また、その他の報道機関等により新聞、雑誌、テレビ局等の企業により、イベントを撮影した映像の中継・録画放送が、テレビ放映及びインターネット配信されることがある。
提出された個人情報については、上記の利用目的以外に利用しない。
参加申込書の提出により、個人情報、肖像権についての上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
(5)本プロジェクトに関する問い合わせ



〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-30 講道館内 公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 宛
TEL 03-3818-4392 E-mail taikai@judo.or.jp